

【フラット35】をご夫婦で借りるなら

2名分の保障が付いた

デュエットがおすすりめです！

(夫婦連生団体信用生命保険)

デュエットでは、連帯債務のご夫婦のうち、いずれかお一人が
死亡 または **所定の身体障害状態** となられた場合に、
以後の住宅ローンのお支払いが不要となります。

デュエットを利用すると・・・

共働きのご夫婦で連帯債務



ケース1

夫が万ーの場合



死亡

または



所定の身体障害状態

住宅ローンの

残高 **0円**



ケース2

妻が万ーの場合



死亡

または



所定の身体障害状態

住宅ローンの

残高 **0円**



デュエットを利用しないと・・・

未加入のパートナーに万ーのこと(死亡または所定の身体障害状態)があった場合に、
住宅ローンの残高はそのままとなります。

男性も女性も身体障害となるリスクはほぼ同じ。
(「身体障害者手帳」所持者の男女比率※ 男性約**52%** 女性約**48%**)

※出典：厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査結果」

これまで、累計で約10万組のご夫婦がデュエットを利用している。

ぜひ、デュエットをおすすりめします。

詳細は裏面を参照ください。

デュエットのポイント

① 連帯債務のご夫婦2名が保障対象！

→ ご夫婦、どちらか一方が万一（死亡または所定の身体障害状態）の場合、住宅の持分や返済割合にかかわらず、以後の住宅ローンのお支払いが不要になります。

② 借入金利に年0.18%の上乗せで2名分の保障！

残高0円

→ 借入額 3,000 万円の場合、約 2,600 円/月（目安）返済額が増加します。

試算例	デュエット 利用有無	デュエットを利用しない場合 (新機構団信に1人でご加入の場合)	デュエットを利用する場合 (新機構団信にご夫婦でご加入の場合)
	借入金利		年 1. 30%
毎月の返済額		88,944円	91,561円 (左記+2,617円)

※借入額 3,000 万円、借入期間 35 年、元利均等返済、ボーナス返済なしの場合で、毎月の計算額を計算。借入金利は試算のための数値であり、実際に借り入れできる金利ではありません。このため、毎月の返済額は目安の金額となります。

※実際の借入金利は、借入れのご契約日、取扱金融機関等により異なりますので、借入金利はフラット35サイト (<https://www.simulation.jhf.go.jp/flat35/kinri/index.php/rates/top>) でご確認ください。

※保障が終了する年齢(80歳)に達する等により団信の保障が終了となる場合等でも、借入金利はご契約時の金利から変更されません。

デュエットの加入要件等

申込可能年齢	ご夫婦2名ともに、告知日現在、満15歳以上満70歳未満
保障期間	満80歳の誕生日の属する月の末日まで (いずれかの加入者の保障期間が終了した後、もう一方の加入者の保障期間が終了するまでの間は、お一人でのご加入となります。お一人でのご加入となった後も借入金利は変わりません。)
保険金が支払われる場合	いずれかの加入者が、次の①または②に該当した場合 ①死亡されたとき ②身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級または2級の障害に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたとき ※ただし、いずれかの加入者の故意により、もう一方の加入者が①または②に該当することとなった場合は、保険金は支払われません。

※「デュエット」はご夫婦で連帯債務となる場合にご利用できます。戸籍上の夫婦のほか、婚約関係にある方、内縁関係にある方も対象です。

※ご夫婦のどちらかの団体信用生命保険により住宅ローンが完済された場合、残された連帯債務者の住宅ローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

※【フラット35】の団体信用生命保険には新3大疾病付機構団信もごさいますが、新3大疾病付機構団信では「デュエット」をご利用いただけません。

※ご加入申込みは【フラット35】の借入申込時となります。申込みにあたっては「新機構団信制度申込書兼告知書」に添付している「重要事項説明 ご加入にあたって(「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために)」」をご確認ください。

※保障内容の詳細は下記のフラット35新機構団信サイトをご覧ください。



【フラット35 新機構団信サイト】

<https://www.flat35.com/shin-danshin/no-subscription.html>

フラット35 新機構団信



お客さまコールセンター

ハロー フラット35

0120-0860-35

営業時間：毎日9:00～17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）
ご利用いただけない場合（海外からの国際電話など）は、次の番号へおかけください。

048-615-0420（通話料金がかかります）

●月曜日や祝日明けはお電話が混み合っ、つながりにくい場合がありますのでご了承ください。
●お電話の内容は、相談サービスの質の向上と内容を正確に承るため、録音させていただいております。

2018年10月